

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注				
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費()	要介護1 (759 単位)	× 97 / 100	利用者の数が利用定員を超える場合	又は	介護従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束座 止未実施減 算	夜間支援体 制加算()	夜間支援体 制加算()	認知症行動・ 心理症状緊 急対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	
		要介護2 (795 単位)										1日につき + 50 単位
		要介護3 (818 単位)										
		要介護4 (835 単位)										
		要介護5 (852 単位)										
	要介護1 (747 単位)	1日につき + 2.5 単位										
	(2) 認知症対応型共同生活介護費()											要介護2 (782 単位)
	要介護3 (806 単位)											
	要介護4 (822 単位)											
	要介護5 (838 単位)											
ロ 短期利用認知症対応型 共同生活介護費 (1日につき)	(1) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費()	要介護1 (787 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 2.6 単位 - 3.0 単位 - 3.2 単位 - 3.4 単位 - 3.5 単位 - 3.7 単位 - 3.8 単位 - 4.1 単位 - 4.2 単位 - 4.4 単位	1日につき + 50 単位		1日につき + 2.0 単位 (7日間を 限度)	1日につき + 120 単位		
		要介護2 (823 単位)										
		要介護3 (847 単位)										
		要介護4 (863 単位)										
		要介護5 (880 単位)										
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費()	要介護1 (775 単位)									1日につき + 2.5 単位	
		要介護2 (811 単位)										
		要介護3 (835 単位)										
		要介護4 (851 単位)										
		要介護5 (867 単位)										
注 入館時費用			利用者が病院又は診療所への入館を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき2.6単位を算定									
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)											
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)											
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)											
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)										
ニ 医療連携体制加算	1. 医療連携体制加算() (1日につき 39単位を加算)											
	2. 医療連携体制加算() (1日につき 49単位を加算)											
	3. 医療連携体制加算() (1日につき 59単位を加算)											
ホ 退館時相談援助加算		(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)											
	(2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)											
ト 生活機能向上連携加算		(1月につき 200単位を加算)										
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 30単位を加算)										
リ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))										
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ (1日につき 18単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算()ロ (1日につき 12単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)											
	(4) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)											
ヒ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 111 / 1000)											
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 81 / 1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 45 / 1000)											
	(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の90 / 100)											
	(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の80 / 100)											
			注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計									

短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。